役員等報酬規程

(目的)

第 | 条 この規程は、社会福祉法人ときわ会(以下「法人」という)定款第8条及び第2 | 条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し、支給の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。
 - 2 この規程において、役員等とは、役員及び評議員ならびに評議員選任・解任委員 をいう。
 - 3 この規程において報酬等とは、報酬、退職慰労金及び退職功労金をいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。
 - (I) 常勤役員等(週5日以上の出勤もしくは法人業務につく者)については、 報酬、賞与および役員退職金を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、退職慰労金は支給できるが、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別に定める役員等費用弁償規程のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づきその実費相当額を別途支払うことができる。
 - 2 常勤役員等に対する役員退職金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、 死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、 その遺族に支払うものとする。
 - 3 退任した役員のうち、在任中に法人に重大な損害を与えた者には、これを減額または支給停止することができる。
 - 4 解任された役員には、これを支給しない。
 - 5 法人の財務運営に支障をきたす恐れがある場合には、これを減額又は支給停止することができる。
 - 6 第3項から第5項の規定は、いずれも理事会の決議により決定し、決定後最初に 開催される評議員会に報告する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める ものとする。
 - (1) 報酬については、別表 1 に定める額
 - (2) 賞与については、別表2に定める額
 - (3) 役員退職金については、別表3に定める額
 - (4) 通勤手当については、給与規程第29条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1) 報酬については、第2条1項2号のとおり支給しない。
 - (2) 非常勤役員退職慰労金については、別表4に定める額
 - (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費 (交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表5の定め によるものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて 定める時期とする。
 - (I) 報酬については、毎月 I O 日とする。ただし、その日が土曜および休日に 当たるときは、給与規程第 I 7条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月および | 2月とする。
 - (3) 退職慰労金については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後2 か月以内に支給する。
 - 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
 - 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日及び日曜日を含む休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その 月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第9条 この規程により、計算金額に I 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数 処理を行う。
 - (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを切り上げる。

(公表)

第 I O条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第 I 2条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会及び評議員会の決議を経て、別に定めることとする。
- 附 則 この規程は、平成29年6月 に定め、同4月1日に遡って施行する。 この規程は、令和3年6月16日に定め、令和3年6月30日に施行する。

別表 | (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額	
理事長	月額 800,000円	

※ただし、I 週間あたりの出勤日数が3日を下回る場合は上記に定める額の6割の支給とする。

別表2 (常勤役員等の賞与)

6月の賞与	報酬月額×2.0ヶ月分
2月の賞与	報酬月額×2.2ヶ月分

別表3 (常勤役員の退職金)

支給額	「役員退職金」=「退職慰労金」+「退職功労金」		
退職慰労金	「退任時の報酬月額」×「在任年数」		
	※退職慰労金の上限は、2000万円とする。 ※非常勤期間を参入する場合の在任年数は、当該期間に 0.6を上限とし理事会で決定した数値を乗じた値とす る。		
退職功労金	「退職慰労金」×「功績倍率」		
	※功績倍率は以下を上限とし、理事会で決定した値とす		
	る。		
	理事長 : 3. 0		
	業務執行理事 :2.0		
	理 事 : 1.5		

別表4 (非常勤役員の退職慰労金)

がおり、これのの方面の					
	項目	在任年数	慰労金額 (円)	支出	
	理事長 業務執行理事	別表3を準用し、その6割を上限とする。			
退職 理事・監事 理事・監事 評議員 ※評議員 ※評議員 には平成 29 年 4 月 1 日 以降を対象とする。		在任年数 年以上 3 年未満	30,000		
	珊 夷, 卧夷	在任年数3年以上10年未満	50,000	本	
	在任年数 10 年以上 20 年未満	100,000	部		
	在任年数 20 年以上	200,000	1		
	評議員	在任 年以上 4年(期)まで	30,000		
	在任4年超10年(2期)まで	50,000			
	在任IO年を超える年数	100,000			

別表5 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。